



7月3日 15時30分公表

令和3年7月3日
内閣府（防災担当）

令和3年7月1日からの大雨による災害 にかかる災害救助法の適用について

1. 災害の概要

令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、静岡県は熱海市に災害救助法の適用を決定した。

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|------------------------|------|---|-----------------------------|
| 【静岡県】 熱海市 (あたまし) | 7月3日 | 梅雨前線に伴う大雨により、土石流が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 | 災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用 |

2. これまでにとられた措置

- ・被災者の救出
- ・避難所の設置 等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

阿部、森戸、柚上、戸倉、山地

TEL 03-5253-2111（内線51276）

03-3503-9394（直通）